



今月の まちからののお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特にお伝えしたい大切な情報です。

問=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

■狂犬病予防接種 移動接種

4月17日(金)	
場所	時間
4区会館前	午前9時～9時10分
南分館前	午前9時15分～9時25分
7区会館前	午前9時35分～9時45分
15区会館前	午前9時55分～10時05分
17区会館前	午前10時15分～10時25分
21区会館前	午前10時35分～10時45分
11区会館前	午前10時55分～11時05分
5区会館前	午前11時15分～11時25分
4月18日(土)	
役場総合車庫前	午前9時～11時30分

【びっぶ動物病院】でも接種可能です。都合が合わない場合は、別の日に動物病院で接種をお願いします🐾

問 税務住民課 税務住民室 環境生活係

●**飼い犬の登録**
役場税務住民課、または、びっぶ動物病院に「犬の登録申請書」を提出してください。〔登録料3,000円／1頭〕

なお、飼い犬が死亡したときや飼い主の住所変更時にも届け出が必要です。

●**狂犬病予防注射**
日時・場所 左表のとおり
手数料 3,240円／1頭

※お釣りのないようご準備

①鑑札と狂犬病予防注射済票は、必ず犬の首輪などに付けてください。
②町外の動物病院などで予防注射を受けたときは、発行された「予防注射済証」を持参のうえ、役場で「狂犬病予防注射済票」の交付手続きをしてください。〔手数料550円／1頭〕

01 犬を飼われる方は

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は「登録」と年1回の「予防接種」が義務付けられています。



町ホームページ
「犬を飼われる方」
(税務住民課)

町では、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロを目指す「ゼロカーボン」実現に向けた方針を示す「比布町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。本計画の作成にあたっては、公益財団法人北海道市町村振興協会(サマージャンボ宝くじの収益金)の助成を受けて実施しています。

今後も町民や事業者の皆さんと一体となり、比布町の豊かな自然環境を守り、未来へ引き継ぐための地球温暖化対策をすすめます。

町ホームページ
「比布町地球温暖化対策
実行計画の策定に
ついて」(総務企画課)



問 総務企画課 総合政策室 政策係

03

比布町地球温暖化実行計画を 作成しました

JR北海道の観光列車「花たびそうや」号が運行されます。比布駅では、スノーベリーによる歓迎の旗振りや特産品販売など、おもてなしイベントを行います。ぜひお越しください。



●運行日・比布駅停車時間

▶下り〈旭川⇒稚内〉
5月9日(土)・16日(土)・23日(土)・30日(土)
午前10時31分～51分(約20分間)

▶上り〈稚内⇒旭川〉
5月10日(日)・17日(日)・24日(日)・31日(日)

※比布駅での停車はありません。

問 おもてなしについて

商工観光課 商工観光振興室 経済活性化係

02

「花たびそうや」号を 一緒におもてなししませんか

04 国民健康保険の手続きをお忘れなく

問 保健福祉課 社会福祉室 国保医療係

町ホームページ
「国民健康保険の各種手続き」
(保健福祉課)



就職・転職・転入出など、異動の多い時期です。異動があった方は忘れずに国民健康保険（国保）の手続きを行ってください。

■加入する方

国保は、病気やけがの際に安心して医療を受けられるように設けられた制度です。加入者の収入などに応じて保険料を出し合い、助け合うこと（相互扶助）を目的としています。

職場の健康保険に加入している方や生活保護を受けている方を除き、すべての方が加入対象です。

■届出は14日以内に

加入の手続き以外にも、下表に該当する方は、異動のあった日から14日以内に必ず手続きをしてください。届け出が遅れると、国保税をさかのぼって納める必要が生じたり、届出前の医療費が全額自己負担になることがあります。

■手続きは世帯主が行います

国保は世帯を単位としているため、手続きは原則、世帯主がまとめて行います。

世帯主が職場の健康保険に加入していても、家族の誰かが国保に加入・脱退する場合は、世帯主が手続きを行う必要があります。

また、国保税の納税義務も、世帯主が負担します。

なお、世帯主が職場の健康保険に加入している場合、国保上の世帯主（納税義務者）を家族のうちの国保加入者に変更することもできます。詳しくは、保健福祉課国保医療係へご相談ください。

●修学のために転出する方へ

通常、国保は住民登録をしている市町村に加入するのが原則です。

しかし、高校・大学などに進学し、他市町村に住民登録を変更した場合でも、転出前の世帯によって生計が維持されているときは、世帯主の届出によって、引き続き元の世帯の被保険者として保険資格が継続される特例があります。

転出手続きの際に、保健福祉課国保医療係へ届け出てください。

◆必要なもの

- ・保険資格が確認できるもの
- ・在学証明書または学生証（新入学の場合は入学許可通知書など）

(表) こんなときには役場国保医療係に届出を

加入される方のマイナンバーがわかるものおよび本人確認書類をご持参ください。

	届け出が必要な場合	必要なもの	提出期限
国保に加入	転入してきたとき	転出証明書	その日から 14日以内
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書	
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書	
	子どもが生まれたとき	保険資格が確認できるもの、母子手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書	
国保を脱退	転出するとき	保険資格が確認できるもの	その日から 14日以内
	職場の健康保険に加入したとき	国保および職場の健康保険の保険資格が確認できるもの	
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保および職場の健康保険の保険資格が確認できるもの	
	死亡したとき	保険資格が確認できるもの 死亡を証明するもの	
その他	町内で住所が変わったとき	保険資格が確認できるもの	必要になったとき
	世帯が分かれたり一緒になったとき		
	国保上の世帯主を変更するとき	保険資格が確認できるもの、世帯主同意書	
	資格確認書を紛失したとき	本人であることが確認できるもの	
	交通事故でケガをしたとき	交通事故証明書	速やかに

05

子育て世帯の移住・定住を
サポートします

町内の空き地・空き家の流動化を図り、町内への移住・定住を促進することを目的に、移住・定住促進事業を実施しています。

01 空き地・空き家流動化促進事業

空き家を購入、または、空き地を購入して住宅を新築する方へ

【子育て支援金】※支援金はお子さん2人まで

- 補助額 新築の場合 お子さん1人につき100万円
中古の場合 お子さん1人につき50万円
- 対象 義務教育終了前のお子さんがある子育て世帯
- 条件 登録事業者から物件を購入後（または住宅を建築後）に、町へ定住する

【媒介報酬補助】

- 補助額 最大5万円補助
- 対象 登録事業者から物件を購入（または売却）し、媒介報酬を支払った方
- 条件 登録事業者から物件を購入後（または住宅を建築後）に、町へ定住する、または、登録事業者へ媒介報酬を支払う。

02 空き家解体支援 購入した空き家を解体し、住宅を新築する方へ

- 補助額 解体費の1/2（上限100万円）※千円未満は切り捨て
- 対象 義務教育終了前のお子さんがある子育て世帯（人数は問いません）
- 条件 登録事業者から購入した住宅を解体し、跡地に新たに住宅を建築し町へ定住する。

03 住宅リフォーム支援 住宅を購入し、住みやすくリフォームする方へ

- 補助額 定額50万円
- 対象 義務教育終了前のお子さんがある子育て世帯（人数は問いません）
- 条件 登録事業者から新たに購入した住宅をリフォームして定住する。
※すでに住宅に居住している場合は対象外です。
また、町が行う他のリフォーム補助制度との併用はできません。

町ホームページ
「移住・定住促進支援
制度のご案内」
(総務企画課)



問
総務企画課
総合政策室 政策係

共通条件

- 義務教育終了前のお子さんがある子育て世帯
- 登録事業者（宅建協会旭川支部加盟事業者）から物件を購入する方
- 比布町に定住する方



活用された方の声



令和7年度に子育て世帯移住・定住促進事業を活用し、町内に新築住宅を建てた山田さんご家族にお話を伺いました。

「子どもが生まれたことをきっかけに、家を建てることを考え始めました。自然が身近で、落ち着いた環境の中で子育てができる比布町はとても魅力的です」と話す山田さん。住宅取得にあたっては、町の支援制度が後押しになったといいます。

「住宅の新築には大きな費用がかかりますが、町の補助制度があったことで安心して計画を進めることができました。」

現在は新しい住まいで、家族との時間を大切に過ごしていると話します。「近くに立派な公園もあって、子どもがのびのびと遊べる環境があり、近所の方も温かく声をかけてくれるので安心して暮らしています。これからもこの町で家族とともに暮らしたいです」と話されました。



06 「長く住みたい」「これから住みたい」をサポート 比布町住宅リフォーム支援事業

問 建設課 整備室 建築係

町ホームページ
「比布町住宅リフォーム
支援事業」(建設課)



町民の皆さんや比布町で新たな生活を始めたい方が、安心して住み続けられる環境を整えるため、住宅のリフォーム費用の一部を助成します。

●対象者

次の全てを満たす方が対象です。

- ①町内に住んでいる方、または、町内に移住する意思があり、確約書を提出した方
- ②リフォームを行う住宅の所有者で、工事完了後にその住宅に住む方
- ③本人および同一世帯の方が、市町村民税などを滞納していないこと
- ④過去に住宅の改修工事を目的とした町の補助金を受けていないこと

●対象物件

築30年以上の戸建て住宅

●助成内容

- ・町内の事業者を利用する場合
最大50万円
- ・町外の事業者を利用する場合
最大30万円

●対象工事

令和8年4月以降に実施される、税込み110万円を超える増築・改築・改修工事

▼対象工事の例

- ・基礎、土台、梁、柱の工事
 - ・筋かい、火打ちなどによる補強工事
 - ・外壁、屋根などの改修、塗装工事
 - ・間取りの変更、段差の解消
 - ・断熱工事 ・各種内装工事
 - ・耐久性、安全性能向上工事
- ※国・道・町などの公共団体から助成を受けて行った工事や、固定されていない物品の購入費用を除いた費用が対象です。
※工期は原則3か月以内とします。

受付期間を設定します

申請件数の増加により予算額を上回るケースが増えているため、受付期間を設定します。

- 受付した申請額の合計が予算内であれば受付完了です(「仮決定通知書」を送付します)
- 予算の上限に達した場合は抽選を実施します
- 仮決定通知がされた申請者は、必要書類を添付し、「本申請書」を提出してください

受付期間

5月中旬から

※予算の上限に達しない場合は、期間を追加します。

詳しい期間については随時、防災行政無線や町公式LINEなどでお知らせします。

※約7～10日間の受付期間を予定しています。

申請から交付決定までの流れ



07 空き家の今後を考えてみませんか?

問 建設課 整備室 管理係

町ホームページ
「移住・定住サポート
情報」(建設課)



現在、住んでいない家屋をお持ちの方や、近い将来、管理が難しくなることが予測される方は、一度その物件の今後について考えてみませんか?

近年、全国で「相続したものの管理ができず困っている」というケースが増えています。例え相続を放棄しても、その物件で起こった事故(落雪など)の責任は、所有者である家族が負うこととなります。

もし、不動産としての価値が少しでもあれば、宅建協会に加盟する不動産業者への相談や、「みんなの0円物件®」(無償譲渡物件不動産マッチングサイト)などを利用し、少ない費用で整理できる可能性もあります。

まずは、お気軽に建設課管理室管理係へご相談ください。

- 民間賃貸物件情報
- 空き地・空き家の購入支援
- 不動産業者への媒介報酬補助制度
- 民間空き地・空き家物件情報などを掲載中

